

## 新型コロナウイルスによる影響を踏まえた、信託協会からの要望に対する厚生労働省の回答について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

### ポイント

- 新型コロナウイルスによる企業年金への影響を踏まえた、信託協会からの要望に対する厚生労働省の回答内容をご案内します。
- 凡そ全ての要望に対して柔軟に対応するとの回答であり、当面は個別の状況に応じて判断されるものと想定されます。

### 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【事業報告書・決算報告書等の提出期限】</b>                      (厚年基金、DB、DC)                      事業報告書(厚年基金、DCの場合は業務報告書)及び決算報告書の提出期限の猶予について、通知等を発出していただきたい。</p> <p>(DC)                      確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出期限の猶予について、通知等を発出していただきたい。</p> <p>(参考)                      「確定給付企業年金法等において、事業及び決算に関する報告書等の届出が定められているが、期限までに提出がされない場合であっても柔軟に対応して差し支えないこと」等を地方厚生局宛連絡いただいている。緊急事態宣言に基づき、受託機関においても、テレワークを活用するなど対応を進めており、例年通りの決算スケジュールでの委託者宛報告は困難となっているため、通知等を発出することを検討いただきたい。</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われれます。                      提出期限については、地方厚生局に対し、事業及び決算に関する報告書、業務報告書等が期限までに提出がされない場合であっても柔軟に対応して差し支えない旨、連絡しているところであり、提出期限に間に合わなくても柔軟に対応します。</p>
<p><b>【事業報告書・決算報告書の提出方法】</b>                      (厚年基金、DB、DC)                      外出自粛要請等に伴い、事業報告書(厚年基金、DCの場合は業務報告書)及び決算報告書の紙での提出や押印が困難になる可能性が考えられることから、メール等の電子媒体による提出を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われれます。                      各社・各基金において、労使で議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>

## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【規約変更の届出】</b>            (厚年基金、DB)            規約変更の届出について、遡及適用が可能である旨の通知等を発出していただきたい。</p> <p>(DC)            規約変更の届出について、遡及適用を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各社・各基金のご事情を踏まえて、提出期限は柔軟に対応します。            なお、届出は規約変更の後に提出されるものであり、遡及適用するものではありません。</p>
<p><b>【掛金の納付期限の延長】</b>            (DB)            掛金の納付期限の延長を規約変更せずに行つてよい旨の通知等を発出していただきたい。</p> <p>(DC)            DC法施行規則第16条の2において、DC掛金は、「災害その他やむを得ない理由がある場合として厚生労働大臣が認める場合」は期限の延長を認めているが、新型コロナウイルス感染症は当該やむを得ない理由に該当するよう取り扱っていただきたい。</p> <p>(該当するよう取り扱っていただける場合)            令和元年11月1日付事務連絡「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」と同様、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、個別にご相談させていただきたい。</p>	<p>(DB)            掛金の納付期限は労使でご判断いただき、ご対応いただきたいと思います。            なお、納付が遅れた際に遅延損害金を課すこととしている場合の対応についても、労使・代議員会等でご判断いただき、ご対応いただきたいと思います。</p> <p>(DC)            企業型DCは、企業が従業員のために実施する退職給付制度であり、制度の実施、加入者の範囲や掛金の納付額などを労使合意により決定する労働条件の一部です。一定の地域において、災害により事業所が倒壊したり、必要な機材が浸水したりすることにより、納付行為が物理的に困難であると客観的に評価される場合は、国税の納付期限の延長と同様に、確定拠出年金法施行令等の規定に基づき、当該期日の延長を認めてきました。資力の低下に伴い掛金の拠出が困難である場合は、労使合意に基づいて、掛金の変更等により、ご対応いただくこととなります。            なお、規約変更の承認申請期限については、柔軟に対応します。</p>
<p><b>【規約変更の手続き】</b>            (厚年基金、DB、DC)            規約変更について、以下①、②を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>①各種同意書のさらなる提出時期の緩和            (申請・届出後に別途提出)</p> <p>②添付書類の簡素化(「厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意」や「被保険者の過半数を代表する者についての事業主の証明書」の原本の代替として、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者から同意書を取得したことをメール等で地方厚生(支)局に連絡)</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われます。            各社・各基金において、労使で議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>

## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【規約変更の申請】</b> (DB、DC) 規約変更の申請について、施行日の2ヶ月前ではなく、施行日の1ヶ月前を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>(参考) 外出自粛要請等を踏まえると、申請期限を施行日の前日として要望することを検討したが、申請の差戻しの懸念(制度の根幹を大きく揺るがす申請の差戻し)や管理実務上の懸念(事業主等や受託機関における新制度の運営準備不足等)が生じる可能性があるため、申請期限を施行日の1ヶ月前に延長することを要望するもの。</p>	<p>各社・各基金のご事情を踏まえて、申請期限は柔軟に対応します。</p>
<p><b>【掛金の再計算を行う場合の掛金適用日】</b> (厚年基金、DB) 少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算を行う場合の掛金適用日は、直近の財政計算に基づく掛金適用日から5年以内に設定することとされている。 掛金の決定に平時よりも時間を要する可能性があるため、掛金適用日の間隔が5年以内とする期間を延長することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>(参考) 定例財政再計算の結果、掛金引上げが必要な事例が想定されるが、人事・財務セクションでは、新型コロナウイルス感染症への対応に多くの人的リソースを割いており、掛金引上げに関して、十分な議論を行うことができない懸念がある。</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われます。 各社・各基金において、労使で議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>
<p><b>【掛金の再計算の期間】</b> (DB) 事業主等によっては、5年より短い期間で掛金の再計算を行う旨規約に定めている場合がある。 規約に規定している期間での掛金の再計算が困難な場合、5年を超えない範囲であれば、規約変更せずに再計算することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>再計算が困難となる事情は、各社・各基金によって異なります。財政再計算をいつ行うかは労使でご議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>
<p><b>【代議員会の招集時期】</b> (厚年基金、DB) 規約に定める代議員会の招集時期について、規約変更することなく柔軟に対応することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各基金において、ご事情も異なると思われます。 代議員会の運営については、各代議員会でご議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>

## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【代議員会・理事会の運営】</b>            (厚年基金、DB)            会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員の署名が必要とされている。            そのため、代議員会・理事会において署名を行う実出席者(会議場への参加又はテレビ会議での参加)が必要数に達せず、実開催が困難な場合には、書面開催(会議開催の定足数以上の「書面出席」により実開催の代替とするもの)を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各基金において、ご事情も異なると思われれます。            代議員会の運営については、各代議員会でご議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>
<p><b>【リスク分担型企業年金の運営】</b>            (DB)            リスク分担型企業年金では、加入者の意見を聴く方法の一つとして、加入者代表が参画する委員会(リスク分担型意思決定委員会等)を設置し、「運用の基本方針」に対して加入者代表が意見を述べる機会を与える方法があるとされている。このため、代議員会と併せて、リスク分担型意思決定委員会についても書面開催できることを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われれます。            加入者の意見を聴く方法は労使でご議論いただき、ご対応ください。</p>
<p><b>【緊急を要する議決の運営】</b>            (厚年基金、DB)            DB法施行令第12条第4項において、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分できるとされている。            外出自粛要請等により、DB法施行令第12条第4項に定める理事長の専決処分とする内容については基金(理事長)の判断を尊重していただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>※厚年基金：平成25年改正前の厚生年金保険法第118条第2項</p>	<p>現行でも緊急を要するのであれば理事長専決は可能ですので、各基金でご判断ください。</p>
<p><b>【代議員及び理事の任期】</b>            (厚年基金、DB)            代議員及び理事の任期は、「3年を超えない範囲で規約で定める期間」と規定されているが、代議員及び理事の任期の延長を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。            また、代議員及び理事の任期が到来する基金において、外出自粛要請等により選挙手続きを実施できない場合は、理事長専決等による任期延長を認めていただき、通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各基金において、ご事情も異なると思われれます。            代議員及び理事の任期を延長するかは、各代議員会でご議論いただきご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応します。</p>

## 厚生労働省の回答

信託協会の要望	厚生労働省の回答
<p><b>【書面監査・実地監査】</b>            (厚年基金、DB)            書面監査の提出期限は、監査通知の到達から概ね1ヶ月間を確保するよう努めることとされているが、当該提出期限を猶予することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。            また、書面監査及び実地監査そのものを一定期間停止いただきたい。</p>	<p>監査については、地方厚生局に対し、当面の間、書面監査を含む監査の実施を見合わせるよう連絡しています。</p>
<p><b>【法令に期日が定められている事項】</b>            (厚年基金、DB、DC)            企業年金基金の公告、規約型企業年金の規約の失効、清算人の債権の申出の催告、受給権者の死亡届出等の法令に期日が定められている事項について、外出自粛要請等により期日までに対応できない可能性があるため、期日の猶予を認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各社・各基金のご事情を踏まえて、提出期限は柔軟に対応します。</p>
<p><b>【添付書類の簡素化】</b>            (厚年基金、DB、DC)            外出自粛要請等により、裁定請求、死亡届等に係る各種証明書を揃えられない可能性があるため、添付書類の簡素化等の弾力的な取扱いを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p><b>【厚年基金・DB】</b>            各社・各基金において、ご事情も異なると思われる。            添付書類の簡素化は、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただきたいと思えます。  <b>【DC】</b>            裁定請求等の添付書類の簡素化は、RKが責任をもった裁定業務を行えないことから困難です。なお、印鑑登録証明書や戸籍謄本等は、郵送による取得が可能です。</p>
<p><b>【財政再計算による掛金引上げ】</b>            (厚年基金、DB)            財政再計算(定例再計算、繰上げ再計算、制度変更等)による掛金引上げについては、全部又は一部を実施しないことができるように認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>決算、再計算で次期の掛金にどの程度影響するかは、各社・各基金によって異なりますが、現時点では明らかになっていないと思えます。            今後、引き続き、個別の状況を情報提供していただき、その状況を踏まえて必要な措置を検討していきたいと考えていますが、必要に応じて、各社・各基金個別にご相談いただきたいと思えます。</p>



## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【特別掛金額の算定方法】</b>            (厚年基金、DB)            DB法第58条(定例再計算、変更計算等)又はDB法第62条の規定において、特別掛金額を算定する場合には、過去勤務債務の額からDB法施行規則第56条(許容繰越不足金)各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができるように認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>厚年基金:平成25年改正前の厚生年金基金令第33条            平成25年改正前の厚生年金基金令第39条の2            厚生年金基金財政運営基準第四一(3)オ</p>	同上
<p><b>【非継続基準抵触時の掛金引上げ】</b>            (厚年基金、DB)            非継続基準抵触時の掛金引上げについては、全部又は一部を実施しないことができるように認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	同上
<p><b>【非継続基準抵触時の回復計画策定方法】</b>            (DB)            非継続基準抵触して回復計画を策定する場合の翌年度以降の運用見込みは、MAX(非継続基準予定利率、MIN(継続基準予定利率、過去5年間の平均運用利回り))となっているが、丈比べすることなく、継続基準の予定利率を適用可能としていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>(参考)            過去5年間の平均運用利回りの対象期間として、運用実績が好調であった2014年度が対象外となり、2019年度の運用実績が対象となるため、過去5年間の平均運用利回りは、継続基準予定利率以下となり、回復計画に使用される運用見込みは、非継続基準の予定利率となる先が多く生じることが予想される。            この結果、追加掛金負担(特例掛金)が生じる可能性が高くなる懸念がある。</p>	同上

## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【財政決算、財政再計算時等に添付する年金数理人の署名・押印】</b>            (厚年基金、DB)            財政決算、財政再計算、変更計算等に添付する年金数理人の確認書の署名・押印について、在宅勤務の状況を鑑み、記名(エクセルやワードで名前のみを記載する)のみでも可としていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p> <p>(参考)            数理関係書類の内容確認は在宅PC等でも実施可能だが、署名・押印については在宅での作業が困難。</p>	<p>各年金数理人のご事情を踏まえて、柔軟に対応します。</p>
<p><b>【継続基準抵触により財政再計算を行う場合の掛金適用日】</b>            (厚年基金、DB)            継続基準の財政検証に抵触することに伴い財政再計算を行う場合の掛金適用日は、継続基準に抵触した事業年度の翌々事業年度の初日までとされている。            掛金の決定に平時よりも時間を要する可能性があるため、掛金適用日までの期間を延長することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>各社・各基金において、ご事情も異なると思われます。            地方厚生局に対し、ご事情やご判断いただいた内容をご説明いただければ、柔軟に対応いたします。</p>
<p><b>【非継続基準の財政検証に抵触した場合の掛金適用日】</b>            (厚年基金、DB)            非継続基準の財政検証に抵触した場合の掛金適用日は、事業年度の翌々事業年度の初日までとされている。            掛金の決定に平時よりも時間を要する可能性があるため、掛金適用日までの期間を延長することを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【財政計算を行う場合の計算基準日】</b>            (厚年基金、DB)            財政計算を行う場合の計算基準日は、DB法施行規則第49条に記載のとおりとされている。            掛金の決定に平時よりも時間を要する可能性があるため、計算基準日とすることができる期間を延長するといった柔軟な対応を認めていただきたい。</p> <p>※厚年基金：厚生年金基金財政運営基準第四 二基準日</p>	<p>同上</p>

## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【AUPの実施結果報告書の提出期限】</b>            (DB)            年金資産(純資産)が20億円を超えた決算の翌々年度決算から会計監査又は合意された手続き(以下、「AUP」)を受けることとし、2019年度決算から適用されている。            AUPのスケジュール例に、「少なくとも監事意見書の提出前にAUPを完了することが適切である」との記載があり、事業年度末が2020年3月末である場合のスケジュールとして、2020年7月末までに実施結果報告書の提出を行うことが例示されている。            AUPの実施結果報告書についても、提出期限の猶予を認めたい、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	同上
<p><b>【監事監査を実施できない場合の対応】</b>            (厚年基金、DB)            監事監査の定例監査は、少なくとも毎事業年度1回実施することとされている。            また、毎事業年度当初に、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、これを理事長に通知するものとされている。            外出自粛要請等に伴い、監事監査が計画どおりに実施できなかった場合であっても行政監査の指摘事項としないいただきたい。            また、指摘事項としないことについて通知等を発出していただきたい。</p>	同上
<p><b>【事業報告書・決算報告書の提出期限】</b>            (厚年基金、DB、DC)            事業報告書(厚年基金、DCの場合は業務報告書)及び決算報告書の提出期限の猶予をEメールにて連携いただいているが、次の①～⑤のいずれの工程で遅延が発生しても構わないとの理解でよいか。</p> <p>① 受託機関から事業主等への決算報告書の提出            ② AUPの実施            ③ 監事監査の実施            ④ 代議員会の開催            ⑤ 報告書の地方厚生(支)局への提出</p>	同上



## 厚生労働省の回答

信託協会からの要望	厚生労働省の回答
<p><b>【掛金の納付期限延長の際の遅延損害金】</b> (DB)</p> <p>本ニュースのp2<b>【掛金の納付期限の延長】</b>の厚生労働省の回答にて、「納付が遅れた際に遅延損害金を課すこととしている場合の対応についても、労使・代議員会等でご判断いただき、ご対応いただきたいと思います。」との回答をいただいている。</p> <p>ただし、議決等に時間を要することが想定されることから、議決等までの間について、遅延損害金を徴収していない場合であっても、行政監査の指摘事項としないいただきたい。</p> <p>また、指摘事項としないことについて通知等を発出していただきたい。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【規約変更に伴う認可申請書類への押印省略】</b> (厚年基金、DB)</p> <p>規約変更(権利義務移転等)に伴う認可申請書類(事業所の同意書及び基金の原本証明書)への押印を省略可能とすることを認めていただき、かつ通知等を発出していただきたい。</p>	<p>同上</p>

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。